

FFG

第14期

定時株主総会 招集ご通知

開催
日時

2021年6月29日（火曜日）午前10時
（受付開始時刻 午前9時）

開催
場所

福岡市博多区下川端町3番2号
ホテルオークラ福岡 4階平安の間

スマートフォンでの議決権行使は
「スマート行使」をご利用ください。

「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」
を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パ
スワード」を入力せずにアクセスできます。

※上記方法での議決権行使は1回に限ります。



詳しくはP3へ

本株主総会につきましては、極力、書面またはイン
ターネット等により事前の議決権行使をいただき、
株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日の
ご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はご
ざいせん。

目 次

■ 第14期定時株主総会招集ご通知	1
■ 株主総会参考書類	5
第1号議案 剰余金の処分の件	5
第2号議案 取締役（監査等委員である 取締役を除く。）9名選任 の件	6
第3号議案 補欠の監査等委員である 取締役2名選任の件	12
(第14期定時株主総会招集ご通知 添付書類)	
■ 事業報告	15
■ 連結計算書類	43
■ 個別計算書類	45
■ 監査報告書	47
株主総会会場ご案内図	

株主各位

福岡市中央区大手門一丁目8番3号
株式会社ふくおかフィナンシャルグループ
取締役会長兼社長 柴戸隆成

第14期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第14期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

近時、新型コロナウイルス感染拡大防止のため政府や都道府県知事から外出自粛が強く要請される事態に至っております。この事態を受け、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施した上で、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、外出自粛が強く要請されている状況にも鑑み、感染拡大防止の観点から、**本総会につきましては、極力、書面またはインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。**お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2021年6月28日(月曜日)午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|----------------|---|
| 1. 日 時 | 2021年6月29日(火曜日)午前10時 |
| 2. 場 所 | 福岡市博多区下川端町3番2号
ホテルオークラ福岡 4階平安の間
密集を避けるため、座席の間隔を広くとることから、十分な座席が確保できない可能性がございます。そのため、 当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。 |
| 3. 目的事項 | |
| 報告事項 | 1. 第14期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第14期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)
計算書類の内容報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役(監査等委員である取締役を除く。)9名選任の件 |
| 第3号議案 | 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件 |

議決権行使についてのご案内

当日ご出席による 議決権行使



当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

開催日時

2021年6月29日(火)
午前10時

書面による 議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、「日本証券代行株式会社代理人部」に到着するようご返送ください。

行使期限

2021年6月28日(月)
午後5時到着分まで

インターネット等による 議決権行使



議決権行使ウェブサイト (<https://www.e-sokai.jp>) にアクセスしていただき、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2021年6月28日(月)
午後5時まで

詳細は3頁から4頁を
ご覧ください。

(1) 重複行使の取扱い

「書面による議決権行使」の方法により議決権を行使され、「インターネット等による議決権行使」の方法でも議決権を行使された場合は、到着日時を問わず「インターネット等による議決権行使」を有効なものとさせていただきます。

また、インターネット等で議決権を複数回行使された場合は、最後の議決権行使を有効なものとさせていただきます。

(2) 議決権の代理行使

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任する場合に限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。

以上

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「当社の新株予約権等に関する事項」、「財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」、「特定完全子会社に関する事項」、「親会社等との間の取引に関する事項」、「会計参与に関する事項」、「業務の適正を確保する体制」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.fukuoka-fg.com/>) に掲載しておりますので、本添付書類には記載していません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人が監査報告書を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類等の一部であり、監査等委員会が監査報告書を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類等の一部であります。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.fukuoka-fg.com/>) に掲載させていただきます。

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です。なお、スマートフォンをご利用の方は同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力せずにアクセスできます。

ご注意事項

- インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウィルスソフトを設定されている場合、PROXYサーバーをご利用の場合等、株主さまのインターネット利用環境によって、ご利用できない場合もございます。
- 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（プロバイダー接続料金・通信料金等）は、すべて株主さまのご負担となります。
また、スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合がありますので、ご了承ください。

システム等に関するお問い合わせ

株主名簿管理人 日本証券代行(株)代理人部
ウェブサポート専用ダイヤル

電話 **0120-707-743** (フリーダイヤル)

受付時間 9:00～21:00 (土曜・日曜・祝日も受付)

議決権電子行使プラットフォームについて

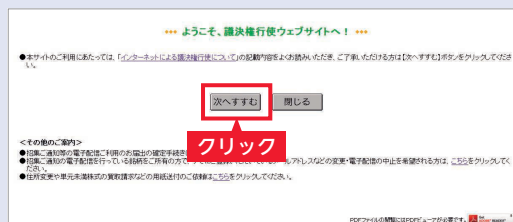
管理信託銀行等の名義株主さま（常任代理人さまを含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記インターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

「議決権行使ウェブサイト」による方法

議決権行使ウェブサイト

<https://www.e-sokai.jp>

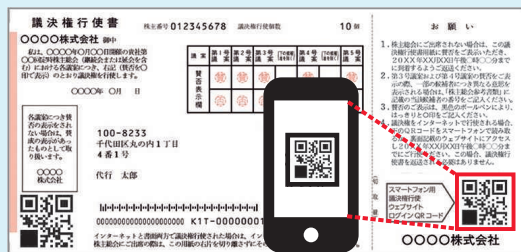
1 ウェブサイトへアクセス



「次へすすむ」をクリック

「スマート行使」による方法

1 QRコードを読み取る



お手元の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンやタブレット端末で読み取る

※ 上記方法での議決権行使は1回に限ります。一度議決権を行使

2 ログイン

● 議決権行使コードを入力し、「ログイン」ボタンをクリックしてください。
● 議決権行使コードは、議決権行使書に記載されています。
(電子メールによりお知らせいたします。各株主様の場合は、
招集に通知電子メール本文に載っております)

議決権行使コード:

ログイン 閉じる

お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック

3 パスワードの入力

● パスワードを入力し、「次へ」ボタンをクリックしてください。
● ソフトウェアキーボードを使用してください。
● パスワードをお忘れの場合は、パスワードを再入力してください。

パスワード: ソフトウェアキーボード

次へ

お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、「次へ」をクリック

画面の案内にしたがって
賛否をご入力ください。

「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、
「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力せずにアクセスできます。

2 議決権行使方法を選択

スマート行使
(議決権行使ウェブサイト)

すべての会社提案議案について「賛成」する

各議案について個別に指示する

すべての会社提案議案について「賛成」する

各議案について個別に指示する

議決権行使ウェブサイト画面が開くので、議決権行使方法を選択

3 各議案の賛否を選択

第1号議案
○○○○○○○
賛成 反対

第2号議案
○○○○○○○
賛成 反対

画面の案内に従って各議案の賛否を選択

画面の案内に従って行使完了です。

した後で行使内容を変更される場合には、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力ください。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、企業価値の持続的な向上と企業体質の更なる強化を目指しつつ、株主の皆様に対する利益還元の充実を図るため、安定配当をベースとした業績連動型の配当政策を導入しており、親会社株主に帰属する当期純利益の水準に応じて配当金をお支払いする方針としております。

しかしながら当期末の配当金につきましては、期初に公表のとおり、十八銀行との経営統合による一過性の要因があるため、配当金目安テーブルにかかわらず、以下のとおり前期と同水準といたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当期末の普通株式の配当金につきましては、1株につき42円50銭（中間配当金を含め、当期の配当金は1株につき年間85円）とさせていただきますと存じます。

この場合の普通株式の配当総額は8,079,102,590円（中間配当金を含め、当期の配当総額は16,158,311,781円）となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年6月30日とさせていただきますと存じます。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（7名）は、本總會終結の時をもって任期満了となります。つきましては、2021年4月1日付で辞任により退任した取締役白川 祐治氏及び森川 康朗氏の補充も含めて取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名（うち7名が再任候補者です。）の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会においても検討がなされましたが、特段の意見はありませんでした。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりです。

候補者 番号	氏 名				現在の当社における地位	
1	しば 柴	と 戸	たか 隆	しげ 成	再 任	取締役会長兼社長（執行役員兼務） 〔代表取締役〕
2	よし 吉	だ 田	やす 泰	ひこ 彦	再 任	取締役副社長（執行役員兼務） 〔代表取締役〕
3	ご 五	とう 島		ひさし 久	新 任	執行役員
4	み 三	よし 好	ひろ 啓	し 司	新 任	執行役員
5	の 野	むら 村	とし 俊	み 巳	再 任	取締役執行役員
6	もり 森	たく 拓	じ 二	ろう 郎	再 任	取締役執行役員
7	よこ 横	た 田	こう 浩	じ 二	再 任	取締役執行役員
8	ふか 深	さわ 沢	まさ 政	ひこ 彦	再 任	社外役員
9	こ 小	すぎ 杉	とし 俊	や 哉	再 任	社外役員
					独立役員	取締役（社外）
					独立役員	取締役（社外）



生年月日
1954年3月13日
所有する当社株式の数
15,883株

候補者
番号

1

しば と たか しば
柴 戸 隆 成

再 任

略歴（当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況）

1976年4月	(株)福岡銀行入行	2012年4月	当社取締役副社長（執行役員兼務）
2003年6月	同 取締役総合企画部長	2014年6月	当社取締役社長（執行役員兼務）
2005年4月	同 常務取締役	2014年6月	(株)福岡銀行取締役頭取
2006年6月	同 取締役常務執行役員	2018年6月	(株)RKB毎日ホールディングス社外取締役（現任）
2007年4月	同 取締役専務執行役員	2019年4月	当社取締役会長兼社長（執行役員兼務）（現任）
2007年4月	当社取締役	2019年4月	(株)福岡銀行取締役会長兼頭取（現任）
2008年6月	第一交通産業(株)社外取締役（現任）	2020年6月	西日本鉄道(株)社外取締役（監査等委員）（現任）
2009年4月	当社取締役執行役員		
2010年4月	(株)福岡銀行取締役副頭取		
2011年4月	(株)親和銀行（現(株)十八親和銀行）非業務執行取締役		

（重要な兼職の状況）

(株)福岡銀行 取締役会長兼頭取

取締役候補者とした理由

当社グループの福岡銀行において、経営企画・人事・監査・コンプライアンス・融資審査・総務の担当役員を歴任し、2014年6月から頭取、2019年4月から会長兼頭取を務めております。また、当社においても、グループの経営企画・人事・監査・リスク管理・総務の担当役員、2014年6月から社長、2019年4月から会長兼社長を務め、グループ経営全般を適切に統括・監督する資質・実績を有しております。

これまでの豊富な経営経験・見識を活かし、当社グループの中長期的な企業価値の向上に貢献することを期待して、取締役候補者となりました。



生年月日
1957年2月26日
所有する当社株式の数
13,546株

候補者
番号

2

よし だ やす ひこ
吉 田 泰 彦

再 任

略歴（当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況）

1979年4月	(株)福岡銀行入行	2014年6月	昭和鉄工(株)社外監査役（現任）
2007年7月	同 執行役員総合企画部長	2017年4月	(株)福岡銀行取締役副頭取（現任）
2007年10月	同 執行役員経営管理部長	2018年4月	(株)親和銀行（現(株)十八親和銀行）非業務執行取締役
2009年4月	同 執行役員本店営業部長	2019年4月	当社取締役副社長（執行役員兼務）（現任）
2011年4月	同 取締役常務執行役員		
2011年4月	当社執行役員		
2012年6月	当社取締役執行役員		
2014年4月	(株)福岡銀行取締役専務執行役員		
2014年4月	(株)親和銀行（現(株)十八親和銀行）非業務執行取締役		

（重要な兼職の状況）

(株)福岡銀行 取締役副頭取（担当）
秘書室、監査部

取締役候補者とした理由

当社グループの福岡銀行において、経営企画・コンプライアンス・法人営業・ソリューション営業の部門長、本店営業部長、経営企画・内部監査・人事・営業企画・ソリューション営業・総務の担当役員を歴任し、2017年4月から副頭取を務めております。また、当社においても、グループの経営企画・内部監査・人事・営業企画・総務の担当役員、2019年4月から副社長を務め、グループ経営全般を適切に統括・監督する資質・実績を有しております。

これまでの豊富な経営経験・見識を活かし、当社グループの中長期的な企業価値の向上に貢献することを期待して、取締役候補者となりました。



生年月日
1962年2月3日
所有する当社株式の数
2,981株

候補者
番号
3
ごとう
島
久

新任

略歴（当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況）

1985年4月	(株)福岡銀行入行	2017年4月	(株)福岡銀行常務執行役員
2011年4月	同 経営管理部副部長	2017年4月	当社執行役員（現任）
2012年4月	同 総合企画部部長	2019年4月	(株)福岡銀行取締役常務執行役員
2015年4月	同 執行役員営業推進部長	2020年4月	同 取締役専務執行役員（現任）
2016年10月	同 執行役員営業戦略部長兼FC推進部長	2020年4月	(株)熊本銀行非業務執行取締役
2016年10月	当社営業戦略部長兼FC企画部長		

（重要な兼職の状況）

(株)福岡銀行 取締役専務執行役員
(担当)
人事統括部、営業統括部（海外戦略企画グループ、地方創生推進グループを除く）

取締役候補者とした理由

当社グループの福岡銀行において、経営企画・営業企画・ビジネス戦略の部門長、人事・コンプライアンス・リスク管理・営業企画・総務の担当役員を歴任し、2020年4月から専務を務めております。また、当社においても、グループの経営企画・人事・コンプライアンス（CCO）・リスク管理・営業企画・総務の担当役員を務め、グループ経営及び銀行業務全般を適切に監督する資質・実績を有しております。

これまでの豊富な経営経験・見識を活かし、当社グループの中長期的な企業価値の向上に貢献することを期待して、取締役候補者となりました。



生年月日
1962年6月18日
所有する当社株式の数
5,713株

候補者
番号
4
みつ
三
好
啓
司

新任

略歴（当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況）

1986年4月	(株)福岡銀行入行	2018年4月	(株)福岡銀行執行役員
2010年4月	同 事業金融部副部長	2018年4月	当社執行役員（現任）
2013年4月	同 融資部部長	2019年4月	(株)福岡銀行取締役常務執行役員
2014年1月	同 パブリックソリューション部長	2020年4月	同 取締役専務執行役員（現任）
2015年4月	同 総合企画部長	2020年12月	(株)みんなの銀行非業務執行取締役（現任）
2015年4月	当社経営企画部長		
2017年4月	(株)福岡銀行執行役員総合企画部長		
2017年4月	当社執行役員経営企画部長		

（重要な兼職の状況）

(株)福岡銀行 取締役専務執行役員
(株)みんなの銀行 非業務執行取締役
(担当)
経営企画部、ビジネス開発部

取締役候補者とした理由

当社グループの福岡銀行において、経営企画・公共ソリューション・融資審査の部門長、経営企画・ビジネス戦略の担当役員を歴任し、2020年4月から専務を務めております。また、当社においても、グループの経営企画・ビジネス戦略の担当役員を務め、グループ経営及び銀行業務全般を適切に監督する資質・実績を有しております。

これまでの豊富な経営経験・見識を活かし、当社グループの中長期的な企業価値の向上に貢献することを期待して、取締役候補者となりました。



生年月日

1959年9月30日

所有する当社株式の数

3,029株

候補者
番号

5

の むら とし み
野 村 俊 巳

再 任

略歴（当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況）

1982年4月	(株)熊本相互銀行（現(株)熊本銀行）入行	2019年4月	(株)熊本銀行取締役頭取（現任）
2011年4月	同 執行役員営業推進部長 兼市場営業室長	2019年4月	当社執行役員
2013年4月	同 取締役常務執行役員	2019年6月	当社取締役執行役員（現任）
2016年4月	当社執行役員		

（重要な兼職の状況）

(株)熊本銀行 取締役頭取

取締役候補者とした理由

当社グループの熊本銀行において、営業企画・市場の部門長、経営企画・内部監査・コンプライアンス・人事・営業企画の担当役員を歴任し、2019年4月から頭取を務めております。また、当社においても、2019年6月から取締役を務め、グループ経営及び銀行業務全般を取締役として適切に監督する資質・実績を有しております。

これまでの豊富な経営経験・見識を活かし、当社グループの中長期的な企業価値の向上に貢献することを期待して、取締役候補者となりました。



生年月日

1955年2月28日

所有する当社株式の数

5,685株

候補者
番号

6

も り た く じ ろ う
森 拓 二 郎

再 任

略歴（当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況）

1978年4月	(株)十八銀行（現(株)十八親和銀行）入行	2019年4月	同 取締役頭取（現任）
2007年6月	同 執行役本店営業部長	2019年4月	当社執行役員
2010年6月	同 取締役常務執行役	2019年6月	当社取締役執行役員（現任）
2012年6月	同 取締役代表執行役専務		
2014年6月	同 取締役代表執行役頭取		

（重要な兼職の状況）

(株)十八親和銀行 取締役頭取

取締役候補者とした理由

当社グループの十八銀行（現 十八親和銀行）において、本店営業部長、人事・コンプライアンス・リスク管理の部門長、経営企画・人事・コンプライアンス・リスク管理・営業企画・ソリューション営業・地域金融・市場の担当役員を歴任し、2014年6月から頭取を務めております。また、当社においても、2019年6月から取締役を務め、グループ経営及び銀行業務全般を取締役として適切に監督する資質・実績を有しております。

これまでの豊富な経営経験・見識を活かし、当社グループの中長期的な企業価値の向上に貢献することを期待して、取締役候補者となりました。



生年月日

1958年5月24日

所有する当社株式の数

5,126株

候補者
番号

7

よこ 横 田 浩 二

再 任

略歴（当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況）

1982年4月	(株)福岡銀行入行	2017年4月	(株)福岡銀行取締役専務執行役員
2011年4月	同 執行役員営業推進部長	2017年4月	(株)親和銀行（現(株)十八親和銀行）非業務執行取締役
2011年4月	当社執行役員	2017年6月	当社取締役執行役員（現任）
2013年4月	(株)福岡銀行常務執行役員	2019年4月	(株)福岡銀行取締役副頭取
2014年4月	同 取締役常務執行役員	2020年12月	(株)みんなの銀行取締役頭取（現任）
2014年4月	(株)熊本銀行非業務執行取締役		

（重要な兼職の状況）

(株)みんなの銀行 取締役頭取

取締役候補者とした理由

当社グループの福岡銀行において、経営企画・営業企画の部門長、経営企画・リスク管理・デジタル戦略・海外戦略・営業企画・総務の担当役員、副頭取を歴任し、2020年12月から同じく当社グループのみんなの銀行の頭取を務めております。また、当社においても、グループの経営企画・リスク管理・デジタル戦略（CDO）・海外戦略・営業企画・総務の担当役員、2017年6月から取締役を務め、グループ経営及び銀行業務全般を取締役として適切に監督する資質・実績を有しております。

これまでの豊富な経営経験・見識を活かし、当社グループの中長期的な企業価値の向上に貢献することを期待して、取締役候補者となりました。



生年月日

1960年11月25日

所有する当社株式の数

4,327株

取締役会出席状況

13回／13回（100％）

候補者
番号

8

ふか さわ まさ ひこ 深 沢 政 彦

再 任

社外役員

独立役員

略歴（当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況）

1984年4月	(株)住友銀行（現(株)三井住友銀行）入行	2014年2月	同 アジア共同代表兼日本共同代表
1993年4月	A.T. カーニー入社	2016年6月	当社社外取締役（現任）
2002年5月	同 日本代表（2005年より韓国会長兼務）	2016年6月	(株)福岡銀行非業務執行取締役（現任）
2007年1月	同 中国会長	2021年1月	アリックスパートナーズ・アジア・LLCマネージングディレクター（現任）
2012年5月	アリックスパートナーズ・アジア・LLC日本共同代表		

（重要な兼職の状況）

(株)福岡銀行 非業務執行取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

A.T. カーニーの日本代表（韓国会長兼務）や中国会長を歴任され、2014年2月からアリックスパートナーズ・アジア・LLCのアジア共同代表兼日本共同代表、2021年1月からはマネージングディレクターを務めるなど、多種多様な企業の経営戦略や事業再生等のコンサルティングに関する豊富な実務経験と専門的知見を有しております。

また、当社が定める独立性判断基準の各要件を満たしており、独立性に問題はございません（注7）。
独立した客観的な立場から取締役及び経営を監督するとともに、これまでの豊富な実務経験や専門的知見を活かし、適時適切に経営陣に対する意見や指導・助言を行うことにより、当社グループの中長期的な企業価値の向上に貢献していただくことを期待して、社外取締役候補者となりました。



生年月日
1958年7月30日
所有する当社株式の数
1,457株
取締役会出席状況
13回/13回 (100%)

候補者
番号

9

こ すぎ とし や
小 杉 俊 哉

再 任

社外役員

独立役員

略歴（当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況）

1982年4月	日本電気(株)入社	2016年4月	慶應義塾大学大学院理工学 研究科 特任教授（現任）
1991年8月	米マッキンゼー・アンド・ カンパニー入社	2017年6月	当社社外取締役（現任）
1992年10月	ユニデン(株)人事総務部長	2017年6月	(株)福岡銀行非業務執行取締 役（現任）
1994年8月	アップルコンピュータ(株)人 事総務本部長兼米アップル社 人事担当ディレクター	2017年6月	エスパック(株)社外取締役 （現任）
2010年5月	合同会社THS経営組織研究 所代表社員（現任）	2021年4月	ビジネス・ブレイクスルー 大学大学院 客員教授（現 任）

（重要な兼職の状況）

(株)福岡銀行 非業務執行取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

ユニデン(株)や米アップル社等、国内外大手企業の人事総務部門で要職を歴任され、現在は合同会社THS経営組織研究所の代表社員を務めるほか、大学院でも教鞭をとるなど、組織改革や人材の育成・マネジメントに関する豊富な実務経験と専門的知見を有しております。

また、当社が定める独立性判断基準の各要件を満たしており、独立性に問題はありません（注8）。

独立した客観的な立場から取締役及び経営を監督するとともに、これまでの豊富な実務経験や専門的知見を活かし、適時適切に経営陣に対する意見や指導・助言を行うことにより、当社グループの中長期的な企業価値の向上に貢献していただくことを期待して、社外取締役候補者となりました。

- 注1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 吉田 泰彦氏は、2021年5月18日現在、2021年5月26日付で株式会社プレナスの社外取締役（監査等委員）に就任する予定であります。
3. 深沢 政彦氏、小杉 俊哉氏の両氏は、当社の特定関係事業者（子会社）である福岡銀行の非業務執行取締役であります。
4. 深沢 政彦氏、小杉 俊哉氏の両氏は、社外取締役候補者であり、有価証券上場規程に定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として届け出ております。
5. 深沢 政彦氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。
6. 小杉 俊哉氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
7. 深沢 政彦氏個人及び深沢 政彦氏が所属する企業と当社グループとの取引について
・深沢 政彦氏個人及び深沢 政彦氏が所属するアリックスパートナーズ・アジア・LLCと当社グループとの間に顧問契約、コンサルティング契約及び取引関係（但し、深沢 政彦氏個人について、一般預金者としての定常的な取引を除きます。）はありません。
8. 小杉 俊哉氏個人及び小杉 俊哉氏が所属する企業と当社グループとの取引について
・小杉 俊哉氏個人及び小杉 俊哉氏が所属する合同会社THS経営組織研究所と当社グループとの間に顧問契約、コンサルティング契約及び取引関係（但し、小杉 俊哉氏個人について、一般預金者としての定常的な取引を除きます。）はありません。
9. 社外取締役との責任限定契約について
・当社は、深沢 政彦氏、小杉 俊哉氏の両氏との間で、職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときは会社法第425条第1項が定める額を限度としてその責任を負う旨の契約を締結しております。
・本総会において、両氏の選任が承認された場合、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。
10. 取締役候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険について
・当社は取締役が被保険者に含まれる会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。本議案でお諮りする各取締役候補者の選任が承認された場合、当該各取締役候補者は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。なお、当社は、次回更新時には当該保険契約を同様の内容で更新することを予定しております。

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件

現在の補欠の監査等委員である取締役選任の効力は、本総会開催の時までとなっておりますので、改めて監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであり、占野義隆氏は監査等委員である取締役田中 和教氏の補欠として、三浦正道氏は監査等委員である社外取締役山田 英夫氏及び監査等委員である社外取締役石橋 伸子氏の補欠として、それぞれ選任をお願いするものであります。また、本決議の効力は次期定時株主総会開催の時までといたします。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

候補者番号

1

しめ の よし たか
占 野 義 隆

生年月日 1966年2月16日

所有する当社株式の数 0株

略歴（当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況）

1989年4月 ㈱福岡銀行入行
2010年4月 同 融資部部長代理
2011年10月 同 融資部副部長
2016年4月 同 八幡支店長

2018年4月 同 監査部長
2019年4月 当社監査部長
2021年4月 ㈱福岡銀行取締役（監査等委員）（現任）

（重要な兼職の状況）

㈱福岡銀行 取締役（監査等委員）

補欠の監査等委員である取締役候補者とした理由

当社グループの福岡銀行において、審査部門での業務を経て基幹店舗の支店長、内部監査の部門長を歴任し、2021年4月から監査等委員である取締役に務めております。また、当社においても、内部監査の部門長を務めるなど、グループ経営及び銀行業務全般を監査等委員である取締役として適切に監督する資質・実績を有しております。

金融実務における豊富な経験・見識を活かし、社会的信頼に応える良質なコーポレートガバナンス体制の確立に貢献することを期待して、補欠の監査等委員である取締役候補者となりました。

候補者番号	社外役員	独立役員			生年月日	1975年3月22日
2	み	う	ま	み	所有する当社株式の数	0株
	三	浦	正	道		

略歴（当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況）

2001年10月 弁護士登録
2001年10月 三浦・奥田・岩本法律事務所（現三浦・奥田・杉原法律事務所）入所
2007年4月 同 パートナー（現任）
2018年5月 安川情報システム(株)（現(株)YE DIGITAL）社外取締役（現任）

補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての企業法務分野における豊富な実務経験と専門的知見を有しております。

また、当社が定める独立性判断基準の各要件を満たしており、独立性に問題はありません（注4）。

公正不偏の態度をもって中立的・客観的な視点から経営執行等の適法性及び妥当性の監査を行うとともに、これまでの豊富な実務経験や専門的知見を活かして取締役会に対する有益なアドバイスを行うことにより、社会的信頼に応える良質なコーポレートガバナンス体制の確立に貢献していただくことを期待して、補欠の監査等委員である社外取締役候補者となりました。

- 注1. 各補欠の監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- 三浦 正道氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
 - 三浦 正道氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、有価証券上場規程に定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として届け出る予定であります。
 - 三浦 正道氏個人及び三浦 正道氏が所属する法律事務所と当社グループとの取引について
 - 三浦 正道氏個人及び三浦 正道氏が所属する三浦・奥田・杉原法律事務所と当社グループとの間に顧問契約、コンサルティング契約及び取引関係（但し、三浦 正道氏個人について、一般預金者としての定常的な取引を除きます。）はありません。
 - 補欠の監査等委員である社外取締役との責任限定契約について
 - 三浦 正道氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、当社は、三浦 正道氏との間で、職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときは会社法第425条第1項が定める額を限度としてその責任を負う旨の契約を締結する予定であります。
 - 補欠の監査等委員である取締役候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険について
 - 当社は取締役が被保険者に含まれる会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。本議案でお諮りする各補欠の監査等委員である取締役候補者の選任が承認され、取締役に就任した場合、当該各補欠の監査等委員である取締役候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、次回更新時には当該保険契約を同様の内容にて更新することを予定しております。

以 上

ふくおかフィナンシャルグループ 独立性判断基準

当社が、当社における社外取締役が独立性を有すると判断するには、当該社外取締役が次に掲げる要件を充足しなければならない。

1. 当社又は子銀行（注1）（以下、当社等という。）を主要な取引先とする者（注2）又はその業務執行者でないこと。
2. 当社等の主要な取引先（注3）又はその業務執行者でないこと。
3. 当社等から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（注4）を得ている法律専門家、会計専門家又はコンサルタント（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）でないこと。
4. 当社の主要株主（総株主の議決権の10%以上を保有する株主をいう。）又はその業務執行者でないこと。
5. 次に掲げる者（重要でない者（注5）を除く。）の三親等以内の親族でないこと。
 - （1）上記1. ～ 4. の要件を充足しない者
 - （2）当社等の取締役、執行役員等の業務執行者
6. 上記1. ～ 5. の要件を充足しない者であっても、当社が十分な独立性を有すると考える者については、その理由を説明することを条件に、社外取締役とすることができる。

（注1）「子銀行」

株式会社ふくおかフィナンシャルグループの子会社である銀行

（注2）「当社等を主要な取引先とする者」

以下のいずれかに該当する場合を基準に判定

- ・ 当該取引先の年間連結売上高において、当社等との取引による売上高が2%を超える場合
- ・ 当該取引先の資金調達において、当社等以外の金融機関からの調達が困難であるなど、代替性がない程度に依存している場合

（注3）「当社等の主要な取引先」

当社の年間連結業務粗利益において、当該取引先との取引による業務粗利益が2%を超える場合を基準に判定

（注4）「多額の金銭その他の財産」

過去3事業年度の平均で、当該財産を得ている者が個人の場合は年間1,000万円を超える場合、団体の場合は当該団体の年間売上高の2%を超える場合を基準に判定

（注5）「重要でない者」

各会社の役員・部長クラスの者（法律事務所・監査法人等の団体に所属する者については、弁護士・公認会計士等の専門的な資格を有する者）に該当しない者

(添付書類)

第14期 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで) 事業報告

1 当社の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果等

イ. 企業集団の主要な事業内容

当社グループは、金融持株会社である当社、株式会社福岡銀行（以下、「福岡銀行」といいます。）、株式会社熊本銀行（以下、「熊本銀行」といいます。）及び株式会社十八親和銀行（以下、「十八親和銀行」といい、福岡銀行、熊本銀行、十八親和銀行を総称して「グループ3行」といいます。）並びに連結子会社23社から構成される企業集団であり、銀行業務を中心に保証業務、国債等公共債・証券投資信託及び保険商品の窓口販売、クレジットカード業務、信託業務等の金融サービスとそれらに付随する債権管理回収業務、リース業務等を提供しています。

ロ. 金融経済環境

2020年度の我が国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、2度の緊急事態宣言が発出される等、厳しい状況が続いた1年となりました。年度後半には、ワクチン接種の進展や各国の財政支援を背景に経済活動及び需要が回復に向かい、持ち直しの動きがみられましたが、先行きが不透明な状況が続きました。

当社グループの営業基盤である九州圏内においては、新型コロナウイルス感染症に加え、令和2年7月豪雨の影響もあり厳しい状況が続きましたが、世界経済の回復に伴い生産や輸出は、自動車・半導体関連を中心に持ち直しの動きがみられました。

一方、個人消費については2020年4月の緊急事態宣言解除以降、徐々に持ち直していましたが、年度後半の新型コロナウイルス感染症の再拡大により、飲食・宿泊等のサービス消費を中心に下押し圧力が強まりました。

金融面では、円相場は日米金利差縮小等を背景に円高ドル安

基調が続いておりましたが、2021年1月以降はアメリカの財政拡大期待から米国金利が上昇した結果、円安ドル高基調となり、2021年3月末には1ドル110円を突破しました。

日経平均株価は新型コロナウイルス感染症拡大や円高の進行等、悪材料がありながらも、各国の金融緩和や財政出動を好感して大幅に上昇し、約30年ぶりに3万円台を回復しました。

一方、長期金利は米国金利に連動して上昇する場面もありましたが、日銀による緩和政策の長期化が見込まれるなか、概ね0%台での推移が続きました。

ハ. 企業集団の事業の経過及び成果

当社グループは、2019年度から、長期ビジョン「ザ・ベストリージョナルバンク」の実現に向けた「進化の第2ステージ」として、「第6次中期経営計画（2019年4月～2022年3月）」をスタートさせました。

その2年目である2020年度は「構造改革によるトップラインの引き上げ」と「十八銀行との経営統合によるシナジーの最大化」を成長戦略の大きな柱として掲げ、中核となる「業務改革」「新しい投信ビジネスの確立」「みんなの銀行」「十八親和銀行合併」の4つの主要施策と「新型コロナウイルス感染症への対応」に取り組んでまいりました。

（イ）業務改革

業務改革では、低金利環境の長期化等による構造的な収益性の低下圧力にも揺るがない経営基盤の確立に向けて、店頭業務を中心に業務プロセスの抜本的な見直しを行い、生産性の飛躍的な向上に取り組んでおります。

具体的には、全営業店にタブレット端末を設置し、預金・為替取引や新規口座開設、諸届等の手続きについて、伝票のペーパーレス化、行員のオペレーションレス化による業務効率化をすすめました。

店頭業務の効率化により捻出した人員は、営業店の資産運用担当や融資担当への配置換え、本部の投資銀行部門、デジタル部門等の成長分野への再配置を行っております。

(ロ) 新しい投信ビジネスの確立

当社グループでは「お客さまの資産形成」と「投信ビジネスの安定収益化」を同時に実現するため、新しい投信ビジネスモデルの確立に向けた取り組みをすすめております。

福岡銀行で開始した「投信のパレット」サービスは、長期国際分散投資を前提に、投資信託の組み合わせをポートフォリオで提案するもので、お客さまからご好評頂いております。

同サービスでは、お客さまが蓄えた老後資金を運用しながら、毎月一定額を受け取ることができる「定額換金受取りサービス」や、お客さまのご自宅から、パソコンやスマートフォンを通じて相談や申込が可能な「オンライン相談サービス」等、新たな機能・サービスを追加し、多様化するお客さまのニーズへの対応をすすめております。

(ハ) みんなの銀行

2021年1月、国内初のデジタルバンクとして設立した「みんなの銀行」において銀行システムの稼動を開始しました。

「みんなの銀行」はお客さまのニーズに迅速に対応していくため、銀行のビジネスモデルをゼロベースで設計していく取り組みです。システム稼動開始以降、全国の若年層をターゲットにT w i t t e r や I n s t a g r a m、F a c e b o o k 等のSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を通じてブランドイメージの浸透を図っております。

また、みんなの銀行には、エンジニアやデータサイエンティスト、デザイナー等、従来の銀行には存在しなかった職種の人財が加わっており、デジタル時代に適合した組織運営体制を構築しております。

(二) 十八親和銀行合併

2020年10月、旧親和銀行と旧十八銀行の合併によって「十八親和銀行」が誕生しました。2021年1月には事務・システム統合が完了し、シナジーの本格的な実現や長崎県経済の発展への貢献に向けたインフラ整備をすすめております。

地域のお取引先の成長に向けたサポートに関しては、新銀行が持つ地域情報や当社グループが有するネットワーク、グルー

プ総合力を活用した結果、事業承継やデジタル化支援、販路開拓等の支援先数は経営統合前から大きく増加しております。

また、地域や自治体と連携した地域貢献策として、コロナ禍で延期となった長崎の「波佐見陶器まつり」のオンラインでの開催、長崎県内の大学・自治体と連携した「長崎学生ビジネスプランコンテスト」の開催、南島原市における地域通貨サービス「M I N Aコイン」の開始等に取り組んでまいりました。

(ホ) 新型コロナウイルス感染症への対応

当社グループは新型コロナウイルス感染症の影響を受けたお取引先へのご支援にグループ一体となって最優先で取り組んでまいりました。

グループ3行は、土・日・祝日の相談窓口や24時間受付のWEB相談窓口を開設し、「新型コロナウイルス感染症対応特別融資」や「カードローン利息実質無料化」の対応を行う等、地域金融機関として金融仲介機能を発揮し、金融の円滑化に向けた取り組みをすすめております。

また、感染予防策として、営業店における昼休業の導入やLINEによる店舗混雑状況確認サービスの提供、本部行員のテレワーク促進等を実施しました。

(ハ) 2020年度の決算について

当社グループの連結業績につきましては、次のとおりとなりました。

(損益状況)

経常収益は、資金運用収益の減少等により前年比84億3千2百万円減少し、2,747億5千4百万円となりました。

経常費用は、前連結会計年度に計上した貸倒引当金の見積りの変更（フォワードルッキングな引当の導入）等に伴う貸倒引当金繰入額の減少を主因として前年比741億9百万円減少し、2,143億2千7百万円となりました。

以上の結果、経常利益は、前年比656億7千7百万円増加し604億2千7百万円となりました。

また、親会社株主に帰属する当期純利益は、前年度要因の剥落（旧十八銀行との株式交換に伴う負ののれん発生益1,174億3千3百万円計上）等から前年比659億6千万円減少し、446億4千7百万円となりました。

(預金等（譲渡性預金を含む。))

預金等（譲渡性預金を含む。）は、前年比1兆9,670億円増加し、19兆4,884億円となりました。

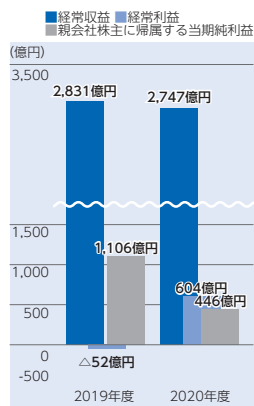
(貸出金)

貸出金は、資金繰り支援を中心に法人部門が伸長した結果、前年比1兆196億円増加し、17兆1,458億円となりました。

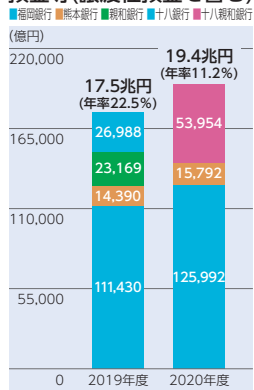
(有価証券)

有価証券は、前年比430億円増加し、3兆8,408億円となりました。

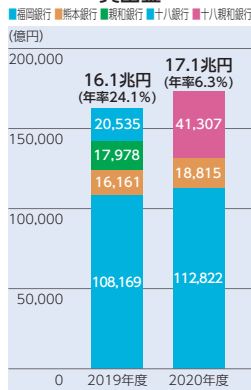
■ 連結決算概要



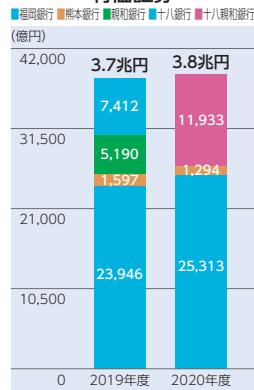
預金等(譲渡性預金を含む)



貸出金



有価証券



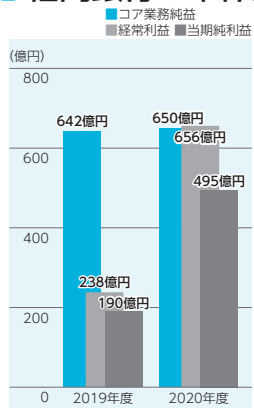
※グラフは各行単体期末残高の横上げ、合計額は当社連結期末残高

① 福岡銀行

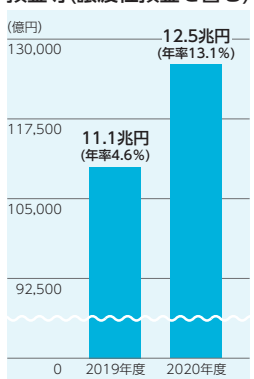
コア業務純益は、資金利益の増加等により前年比8億円増加の650億円となりました。また、経常利益は、信用コストが減少したこと等により前年比418億円増加の656億円、当期純利益は、前年比304億円増加の495億円となりました。

預金等(譲渡性預金を含む。)は前年比1兆4,561億円増加の12兆5,992億円となりました。貸出金は前年比4,652億円増加の11兆2,822億円となりました。有価証券は前年比1,366億円増加の2兆5,313億円となりました。

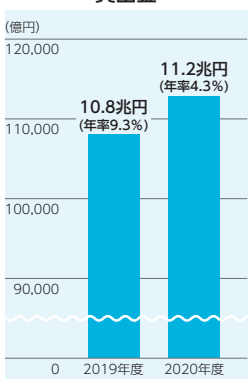
■ 福岡銀行の単体業績及び主要勘定期末残高



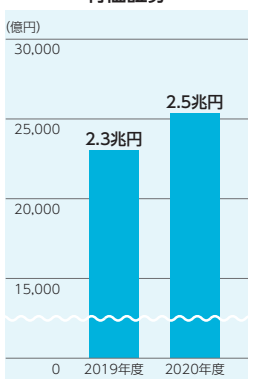
預金等(譲渡性預金を含む)



貸出金



有価証券

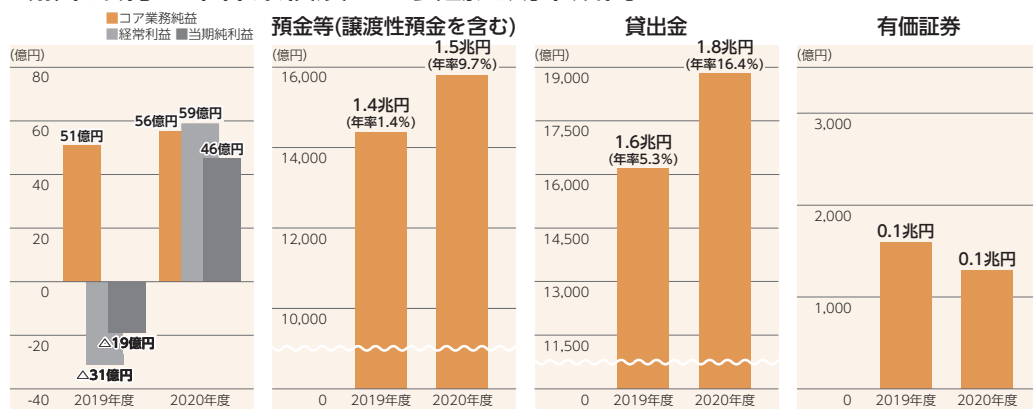


② 熊本銀行

コア業務純益は、経費の減少や役務取引等利益の増加等により前年比4億円増加の56億円となりました。また、経常利益は、信用コストが減少したこと等により前年比90億円増加の59億円、当期純利益は、前年比66億円増加の46億円となりました。

預金等（譲渡性預金を含む。）は前年比1,402億円増加の1兆5,792億円となりました。貸出金は前年比2,654億円増加の1兆8,815億円となりました。有価証券は前年比303億円減少の1,294億円となりました。

■ 熊本銀行の単体業績及び主要勘定期末残高



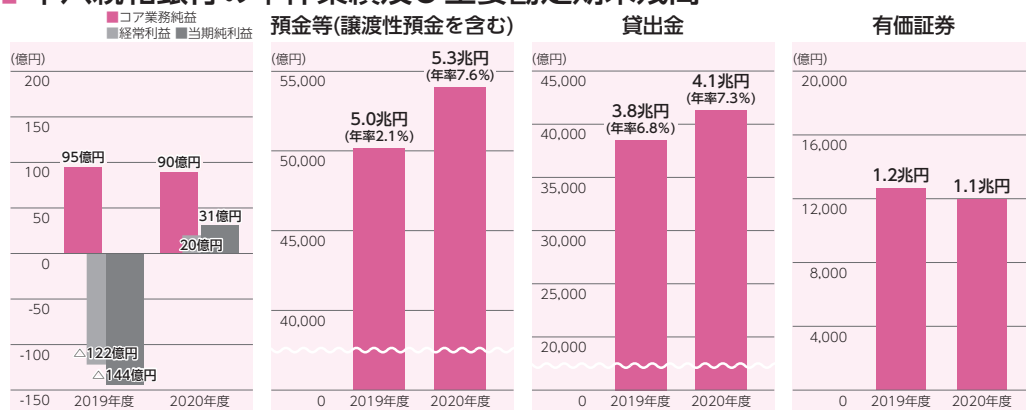
③ 十八親和銀行

2020年10月1日に旧親和銀行と旧十八銀行が合併し、十八親和銀行となりました。このため、以下の業績の説明においては、合併以前の計数については両行を単純合算したうえで対前年比を記載しております。

コア業務純益は、資金利益の減少等により前年比5億円減少の90億円となりました。また、経常利益は、信用コストが減少したこと等により前年比143億円増加の20億円、当期純利益は、前年比176億円増加の31億円となりました。

預金等（譲渡性預金を含む。）は前年比3,796億円増加の5兆3,954億円となりました。貸出金は前年比2,793億円増加の4兆1,307億円となりました。有価証券は前年比669億円減少の1兆1,933億円となりました。

■ 十八親和銀行の単体業績及び主要勘定期末残高



(注) 合併以前の計数については、旧親和銀行と旧十八銀行を単純合算した計数を記載しております。

二. 対処すべき課題

2021年度の我が国経済は、外需の回復や緩和的な金融環境、政府の経済対策等により緩やかな景気回復が見込まれますが、変異ウイルス感染拡大等により不確実性が高い状況が続くことも想定されます。このため2021年度も新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けているお取引先への対応は引き続き最優先で取り組む課題です。ビジネスマッチングやM&A等の本業支援や事業承継のサポート等、新型コロナウイルス感染症収束後の産業構造の変化も見据えながら、積極的にお取引先へのサポートを実施してまいります。

他方、金融機関を取り巻く経営環境は、国内における人口減少、少子高齢化の進行や低金利環境の長期化といった従前からの課題に加え、テクノロジーの急速な進化や新型コロナウイルス感染症拡大に伴う新しい生活様式への移行、脱炭素社会への転換をはじめとしたサステナビリティへの意識の高まり等、お客さまの行動や社会環境の変化がすすんでおります。こうした環境変化を変革と成長の好機と捉え、金融サービス、営業スタイル、人財、組織等あらゆる面において「進化」に向けた取り組みを加速させる必要があります。このため、これまですすめてきた主要施策の投資効果を確実に実現させていくとともに、更なる生産性の向上や新たな事業領域へチャレンジすることにより、中長期的な視点で「持続的な成長基盤の強化」に取り組んでまいります。

(イ) 主要施策の効果実現

「業務改革」ではデジタル技術を活用し営業店でのタブレット導入や融資契約の電子化等によりペーパーレス化・オペレーションレス化をすすめることで、お客さまの利便性向上と業務の効率化をすすめてまいりましたが、タブレットの継続的な機能改善やWEBサービスの浸透、各種取引の電子化推進等により、今後も更なる利便性の向上と効率化を図ってまいります。

「投信ビジネスの確立」では「投信のパレット」サービスを熊本銀行・十八親和銀行にも展開し、お客さまの長期的な資産

形成のサポートを通じて、投信ビジネスの安定収益化をすすめてまいります。

2021年5月にサービスを開始した「みんなの銀行」は、個人のお客さま向けに「預金」「振込」「当座貸越」といった最小限のサービスからスタートしました。今後、「ローン機能」等の基本サービスに加え、みんなの銀行独自のユニークなサービスを拡充することで、当社グループの顧客基盤を全国に拡大していきます。

2021年1月に事務・システム統合を実現した「十八親和銀行」では、2021年5月から店舗統合を順次実施し、効率化によって生じる人員を長崎県内のお取引先サポートに活用する等、シナジー効果を実現してまいります。

(ロ) 持続的な成長基盤の強化

当社グループは持続的な成長を実現するため、規制緩和の動向やお客さまのニーズの変化を先取りした新しい事業が恒常的に創出される体制を構築していきます。

その1つとして、当社グループはデジタル技術を活用し既存業務の効率化を図るとともに、i Bank マーケティングやみんなの銀行といった新しいチャネル・サービスの創出に積極的に取り組んでおります。

これらのデジタルをベースとしたサービス基盤と、人にしか出来ない付加価値の高い営業を融合していくことで、ベンチャー企業や異業種にはない営業スタイルを確立してまいります。

また、新たな成長戦略に向けた投資原資を確保するため、これまでの「業務改革」での生産性向上に加え、経費の抜本的な見直しに取り組む等、経営の効率性を着実に向上させていきます。

(ハ) サステナビリティの取り組み

当社グループでは、グループ設立と同時にC S R基本方針を掲げ、さまざまな価値提供を通じてステークホルダーの持続可能な成長を促進し、同時に当社グループの持続的な発展を目指す「C S R経営」を実践してきました。2020年8月、その考え方を踏襲・進化させ、新たに「サステナビリティ方針」を策定

し、全社横断でSDGsの達成に貢献していく体制を構築しました。

これは、当社グループが掲げる基本方針（「地域経済発展への貢献」と「FFG企業価値の向上」の好循環サイクルの実現）に基づく事業活動そのものであり、さまざまな取り組みを通じて社会課題を解決することで、持続可能な社会の実現に貢献していきます。

また、当社グループは気候変動への対応を経営戦略上の重要な要素と位置付け、気候変動が企業の財務内容に与える影響について適切な情報開示を求める「TCFD（気候変動関連財務情報開示タスクフォース）」提言への賛同を2020年8月に表明し、提言に沿った体制整備に取り組んでおります。

更に、2021年4月に持続可能な地域社会の実現に向けた取り組みとして、SDGs支援子会社「株式会社サステナブルスケール」を設立しました。本子会社を通じて、地域社会・企業におけるSDGsの取り組みをサポートしてまいります。

当社グループは以上の取り組みを通じて、あらゆる環境変化に柔軟に対応できる組織を目指すとともに、人財力とデジタル技術を基盤に、金融の枠を超えてお客さまのために行動することで、お客さまの成長と地域経済発展に貢献する金融グループを目指してまいります。

株主の皆さまには今後ともなお一層のご支援、ご愛顧を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

(2) 企業集団及び当社の財産及び損益の状況

イ 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
経 常 収 益	237,572	246,112	283,186	274,754
経常利益又は経常損失 (△)	71,636	74,093	△5,250	60,427
親会社株主に帰属する当期純利益	49,369	51,649	110,607	44,647
包 括 利 益	78,909	12,053	46,387	121,887
純 資 産 額	778,973	777,308	853,062	958,833
総 資 産	20,163,679	20,839,786	25,068,405	27,510,013

注. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ 当社の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
営 業 収 益	20,011	22,746	28,703	41,185
受 取 配 当 額	20,011	22,746	28,703	41,185
銀行業を営む子会社	20,011	22,746	28,703	41,185
その他の子会社	—	—	—	—
当 期 純 利 益	12,672	14,219	12,621	26,576
1株当たり当期純利益	73円77銭	82円79銭	66円10銭	139円70銭
総 資 産	680,605	683,755	729,943	754,933
銀行業を営む子会社株式等	662,140	662,140	709,797	725,733
その他の子会社株式等	2,500	3,000	3,900	3,616

注1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

注2. 2018年10月1日付で普通株式5株を1株とする株式併合を実施いたしました。1株当たり当期純利益は、2017年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して算出しております。

(3) 企業集団の使用人の状況

	当 年 度 末	
	銀 行 業	その他の事業
使 用 人 数	7,263人	889人

注. 使用人数は、就業者数を記載しております。

(4) 企業集団の主要な営業所等の状況

イ 銀行業

株式会社福岡銀行

(店)

	当年度末	主要な営業所名
福 岡 県	152	本店営業部、天神町支店
県外支店 (九州地区)	12	鹿児島営業部、熊本営業部
県外支店 (その他)	6	東京支店、大阪支店
合 計	170	

株式会社福岡銀行を所属銀行とする銀行代理業者の一覧

氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	銀行代理業以外の 主 要 業 務
株式会社熊本銀行	熊本市中央区水前寺六丁目29番20号	銀行業
株式会社十八親和銀行	長崎市銅座町1番11号	銀行業
iBankマーケティング株式会社	福岡市中央区西中洲6番27号	情報処理・情報通信サービス業

株式会社福岡銀行が営む銀行代理業等の状況

所属金融機関の商号又は名称
株式会社熊本銀行
株式会社十八親和銀行

株式会社熊本銀行

(店)

	当年度末	主要な営業所名
熊 本 県	63	本店営業部、花畑支店
県外支店（九州地区）	7	福岡営業部、鹿児島支店
県外支店（その他）	—	
合 計	70	

株式会社熊本銀行を所属銀行とする銀行代理業者の一覧

氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	銀行代理業以外の 主 要 業 務
株式会社福岡銀行	福岡市中央区天神二丁目13番1号	銀行業
株式会社十八親和銀行	長崎市銅座町1番11号	銀行業
iBankマーケティング株式会社	福岡市中央区西中洲6番27号	情報処理・情報通信サービス業

株式会社熊本銀行が営む銀行代理業等の状況

所属金融機関の商号又は名称
株式会社福岡銀行

株式会社十八親和銀行

(店)

	当年度末	主要な営業所名
長 崎 県	164	本店営業部、佐世保本店営業部
県外支店（九州地区）	21	福岡営業部、小倉支店
県外支店（その他）	3	東京支店
合 計	188	

株式会社十八親和銀行を所属銀行とする銀行代理業者の一覧

氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	銀行代理業以外の 主 要 業 務
株式会社福岡銀行	福岡市中央区天神二丁目13番1号	銀行業
iBankマーケティング株式会社	福岡市中央区西中洲6番27号	情報処理・情報通信サービス業

株式会社十八親和銀行が営む銀行代理業等の状況

所属金融機関の商号又は名称
株式会社福岡銀行
株式会社熊本銀行

株式会社みんなの銀行 (店)

	当年度末
福岡県	1
東京都	1
合 計	2

株式会社みんなの銀行を所属銀行とする銀行代理業者の一覧
該当事項はありません。

株式会社みんなの銀行が営む銀行代理業等の状況
該当事項はありません。

□ その他の事業

F F G証券株式会社	本店営業部（福岡市）、佐世保支店、 熊本支店
ふくぎん保証株式会社	本社（福岡市）
ふくおか債権回収株式会社	本社（福岡市）、佐世保支社、熊本支社

(5) 企業集団の設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

	銀行業	その他の事業	合 計
設 備 投 資 の 総 額	13,025	1,648	14,674

注. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

□ 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

該当事項はありません。

ロ 子会社等の状況

会 社 名	所在地	主要業務内容	資本金又は出資金 百万円	当社が有する子会社等の議決権比率 %	その他
株式会社福岡銀行	福岡市中央区天神二丁目13番1号	銀行業	82,329	100	—
株式会社熊本銀行	熊本市中央区水前寺六丁目29番20号	銀行業	10,000	100	—
株式会社十八親和銀行	長崎市銅座町1番11号	銀行業	36,878	100	—
株式会社みんなの銀行	福岡市中央区西中洲6番27号	銀行業	8,250	100	—
株式会社FFGベンチャー ビジネスパートナーズ	福岡市中央区大手門一丁目8番3号	投融資業務	10	100	—
iBankマーケティング 株式会社	福岡市中央区西中洲6番27号	情報処理・情報通信サービス業務	5	(85)	—
ゼロバンク・デザイン ファクトリー株式会社	福岡市中央区西中洲6番27号	システム研究・開発業務	50	100	—
FFG証券株式会社	福岡市中央区天神二丁目13番1号	証券業務	3,000	(100)	—
福銀事務サービス株式会社	福岡市早良区百道浜一丁目7番7号	事務代行業務	100	(100)	—

会 社 名	所在地	主要業務内容	資本金又は出資金 百万円	当社が有する子会社等の議決権比率 %	その他
ふくぎん保証株式会社	福岡市西区姪浜 駅南一丁目7番 1号	借入債務の 保証業務	30	(100)	—
FFGコンピューター サービス株式会社	福岡市博多区博 多駅前二丁目6 番6号	計算受託業務	50	(100)	—
十八ソフトウェア株式会社	長崎市江戸町6 番5号	システム開発・運 用業務	10	(100)	—
株式会社FFGカード	福岡市西区姪浜 駅南一丁目7番 1号	クレジットカード 業務	50	(100)	—
福銀不動産調査株式会社	福岡市東区箱崎 一丁目4番13 号	事務代行業務	30	(100)	—
ふくおか債権回収株式会社	福岡市中央区天 神二丁目13番 1号	事業再生支援・債 権管理回収業務	500	(100)	—
株式会社FFGビジネス コンサルティング	福岡市中央区天 神二丁目13番 1号	コンサルティング 業務	50	(100)	—
株式会社長崎経済研究所	長崎市銅座町1 番11号	各種調査研究業務	30	(100)	—
株式会社FFGほけんサービス	福岡市中央区大 名二丁目2番 26号	保険募集業務	200	(100)	—
株式会社R&Dビジネス ファクトリー	福岡市中央区天 神二丁目13番 1号	研究開発業務	100	(100)	—
十八総合リース株式会社	長崎市銅座町4 番18号	リース業務	895	(100)	—
十八ビジネスサービス 株式会社	長崎市銅座町1 番11号	事務代行業務	30	(100)	—

会 社 名	所在地	主要業務内容	資本金又は出資金 百万円	当社が有する子会社等の議決権比率 %	その他
長崎保証サービス株式会社	長崎市出島町10番10号	借入債務の保証業務	30	(100)	—
株式会社十八カード	長崎市銅座町4番18号	クレジットカード業務	30	(100)	—

注1. 資本金は、単位未満を切り捨てて表示しております。

注2. 議決権比率欄の（ ）は、間接議決権比率であります。

注3. 議決権比率は、小数点以下を切り捨てて表示しております。

注4. 当社の連結子会社である株式会社親和銀行と株式会社十八銀行は、2020年10月1日を効力発生日として株式会社親和銀行を吸収合併存続会社、株式会社十八銀行を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行い、同日付で株式会社親和銀行は、株式会社十八親和銀行に商号変更いたしました。

注5. 2020年12月10日付でみんなの銀行設立準備株式会社は、株式会社みんなの銀行に商号変更いたしました。

注6. 2021年1月22日付でFFGコンピューターサービス株式会社が十八ソフトウェア株式会社の株式を取得し、その結果十八ソフトウェア株式会社は株式会社福岡銀行の連結子会社となりました。

注7. 2021年3月31日付で株式会社FFGビジネスコンサルティングが株式会社長崎経済研究所の株式を取得し、その結果株式会社長崎経済研究所は株式会社福岡銀行の連結子会社となりました。

(7) 主要な借入先

借 入 先	借入金残高	当社への出資状況	
		持 株 数	議決権比率
株 式 会 社 福 岡 銀 行	123,300百万円	一千株	—%

注. 株式会社福岡銀行は、当社の完全子会社であります。

(8) 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社役員に関する事項

(1) 会社役員の状況

(2020年度末現在)

氏 名	地位及び担当	重要な兼職	その他
柴 戸 隆 成	取締役会長兼社長 (代表取締役)	株式会社福岡銀行 取締役会長兼頭取 (代表取締役)	—
吉 田 泰 彦	取締役副社長 (代表取締役) 秘書室、監査部	株式会社福岡銀行 取締役副頭取 (代表取締役)	—
白 川 祐 治	取締役副社長 (代表取締役)	株式会社福岡銀行 取締役副頭取 (代表取締役)	—
森 川 康 朗	取締役 事務統括部、IT統括部 (CIO)	株式会社福岡銀行 取締役副頭取 (代表取締役) 株式会社十八親和銀行 取締役 (非業務執行取締役・非常勤)	—
横 田 浩 二	取締役 ビジネス開発部 (デジタル バンク統括グループ) (CDO)	株式会社みんなの銀行 取締役頭取 (代表取締役) ゼロバンク・デザインファクトリー株式会社 取締役社長	—
野 村 俊 巳	取締役	株式会社熊本銀行 取締役頭取 (代表取締役)	—
森 拓 二 郎	取締役	株式会社十八親和銀行 取締役頭取 (代表取締役)	—
深 沢 政 彦	取締役 (社外役員・非常勤)	株式会社福岡銀行 取締役 (非業務執行取締役・非常勤)	—
小 杉 俊 哉	取締役 (社外役員・非常勤)	株式会社福岡銀行 取締役 (非業務執行取締役・非常勤)	—
田 中 和 教	取締役 (監査等委員) (常勤)		—
山 田 英 夫	取締役 (監査等委員) (社外役員・非常勤)		—
石 橋 伸 子	取締役 (監査等委員) (社外役員・非常勤)		—

(退任した役員)			
青 柳 雅 之	取 締 役		2020年4月1日退任（辞任）
吉 澤 俊 介	取 締 役		2020年4月1日退任（辞任）
大 庭 真 一	取 締 役		2020年4月1日退任（辞任）
福 富 卓	取 締 役		2020年4月1日退任（辞任）
杉 本 文 秀	監 査 役 (社外役員・非常勤)		2020年6月26日退任（任期満了）

注1. 当社は2020年6月26日開催の第13期定時株主総会決議に基づき、同日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。

注2. 退任した役員の地位は退任時のものであります。

注3. 上記取締役のうち、白川祐治及び森川康朗は、2021年4月1日付で辞任しております。

注4. 取締役のうち、深沢政彦氏、小杉俊哉氏、山田英夫氏及び石橋伸子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、有価証券上場規程に定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。

注5. 取締役（監査等委員）のうち、山田英夫氏は、慶應義塾大学大学院経営管理研究科にて経営学修士号（MBA）を取得し、経営戦略の専門家として早稲田大学大学院経営管理研究科の教授を務めるなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

注6. 取締役のうち、柴戸隆成、吉田泰彦、白川祐治及び森川康朗は、当社及び株式会社福岡銀行の常務に従事する取締役であることから、銀行法の規定に基づき兼職の認可を受けております。

注7. 取締役のうち、横田浩二は、当社、株式会社みんなの銀行及びゼロバンク・デザインファクトリー株式会社の常務に従事する取締役であることから、銀行法の規定に基づき兼職の認可を受けております。

注8. 取締役のうち、野村俊巳は、当社及び株式会社熊本銀行の常務に従事する取締役であることから、銀行法の規定に基づき兼職の認可を受けております。

注9. 取締役のうち、森拓二郎は、当社及び株式会社十八親和銀行の常務に従事する取締役であることから、銀行法の規定に基づき兼職の認可を受けております。

注10. 当社は常勤の監査等委員を1名選定しております。その理由は、金融実務に精通している者が、重要な会議等への出席及び会計監査人や内部監査部門との十分な連携等により得られた情報を監査等委員会でも共有することを通じて、監査等委員会の監査・監督機能を強化するためであります。

(2) 会社役員に対する報酬等

① 取締役の報酬等の決定に関する方針

当社は、取締役会の決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を以下のと

おり定めております。

【基本方針】

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬については、株主総会で決議された取締役全員の月額報酬総額の範囲内で、コーポレートガバナンス・ガイドライン第10条に定める「取締役等の報酬の決定方針」に基づき決定する。

～取締役等の報酬の決定方針（コーポレートガバナンス・ガイドライン第10条）～

- (i) 取締役等の報酬の体系は、持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能するように適切に設定する。
- (ii) 取締役等の報酬は、当社の中長期的な業績、経済及び社会の情勢等を踏まえたうえで、各取締役及び各執行役員が果たすべき役割・責務を総合的に勘案して決定する。
- (iii) 取締役等の報酬は、当社の取締役会の諮問を受けたグループ報酬諮問委員会が本条の方針に基づき審議し、取締役会がその審議結果を尊重して決定する。

【基本方針に基づく具体的な方針】

- (i) 個人別の報酬等（業績連動報酬等及び非金銭報酬等を除く）の額又はその算定方法の決定に関する方針（報酬を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）
 - ・個人別の基本報酬は、毎月固定額を支給する固定報酬とする。
 - ・当該基本報酬については、取締役会の諮問を受けたグループ報酬諮問委員会が「取締役等の報酬の決定方針」に基づき審議し、取締役会がその審議結果を尊重して決定した役員報酬体系に基づき支給する。
- (ii) 固定報酬と業績連動報酬等の額の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針
 - ・当社が支給する取締役の個人別の報酬は基本報酬のみとする。
- (iii) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方法（個人別の報酬等の内容についての決定の全部又は一部を取締役に委任するときは、当該取締役の氏名又は地位若しくは担当、委任す

る権限の内容を含む)

- ・取締役の個人別の報酬等の内容については、取締役会の諮問を受けたグループ報酬諮問委員会が「取締役等の報酬の決定方針」に基づき審議し、取締役会がその審議結果を尊重して決定した役員報酬体系に基づき決定する。
- ・但し、取締役の個人別の報酬等のうち、社外取締役の基本報酬については、取締役会の諮問を受けたグループ報酬諮問委員会が「取締役等の報酬の決定方針」に基づき審議し、取締役会が、その審議結果を尊重してその具体的内容を決定することを取締役会長兼社長に委任し、当該委任を受けた取締役会長兼社長が決定する。

② 役員の報酬等の総額等

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報酬等の種類別の額			計
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員除く）	9名	197	—	—	197
取締役（監査等委員）	3名	31	—	—	31
監査役	3名	9	—	—	9
計	15名	238	—	—	238

注1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

注2. 当社は、2020年6月26日開催の第13期定時株主総会決議に基づき、同日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行（以下、「本移行」といいます。）しております。監査役の支給人数及び報酬等は本移行前の期間に係るものであり、取締役（監査等委員）の支給人数及び報酬等は本移行後の期間に係るものであります。

なお、支給人数の計には、本移行に伴い監査役から取締役（監査等委員）に就任した2名を含んでおります。

注3. 本移行前の取締役の報酬額は、2008年6月27日開催の第1期定時株主総会において月額総額30百万円以内（うち社外取締役分は月額総額2百万円以内）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は12名（うち社外取締役は2名）であります。また、本移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、2020年6月26日開催の第13期定時株主総会において月額総額25百万円以内（うち社外取締役分は月額総額2百万円以内）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は9名（うち社外取締役は2名）であります。

本移行前の監査役の報酬額は、2008年6月27日開催の第1期定時株主総会において月額総額6百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名であります。また、本移行後の監査等委員である取締役の報酬額は、2020年6月26日開催の第13期定時株主総会において月額総額6百万円以内と決議しております。

当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名であります。

- 注4. 当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等のうち、社外取締役の基本報酬については、取締役会の諮問を受けたグループ報酬諮問委員会が「取締役等の報酬の決定方針」に基づき審議し、取締役会が、その審議結果を尊重してその具体的内容を決定することを取締役会長兼社長 柴戸 隆成 に委任し、当該委任を受けた取締役会長兼社長 柴戸 隆成 が決定しております。当該権限を委任した理由は、社外取締役がグループ報酬諮問委員会の過半数を占めており、社外取締役以外の取締役の報酬を独立・客観的な観点から審議するには相応しいと考える一方、社外取締役自身の報酬については、各々が取締役会等において果たしている役割・責務を総合的・客観的に評価する観点から、取締役会の議長である取締役会長兼社長に委任することが最適と考えるためであります。
- 注5. 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬については、取締役会の諮問を受けたグループ報酬諮問委員会が「取締役等の報酬の決定方針」との整合性を含めて審議し、取締役会は当該審議の結果を尊重して決定していることから、決定した役員報酬については基本的に当該決定方針に沿うものであると判断しております。

(3) 責任限定契約

当社は、定款において社外取締役の責任限定契約に関する規定を設けております。

当該定款に基づき当社が社外取締役の全員と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

区 分	責任限定契約の内容の概要
社外取締役	社外取締役は、本契約締結後、会社法第423条第1項に定める責任について、その職務を行うにあたり善意にしてかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として当社に対して損害賠償責任を負うものとする。

(4) 補償契約

該当事項はありません。

(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

会社法の一部を改正する法律の施行の日（2021年3月1日）以降に新たに締結した契約はありません。

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

社外役員の重要な兼職等は、当社の完全子会社である株式会社福岡銀行を除き、該当ありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏 名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言 その他の活動状況
深 沢 政 彦 (取 締 役)	2016年6月 から現在まで	当事業年度開催の取締役会13回のうち13回に出席しております。	取締役会において、企業の経営戦略や事業再生等のコンサルティングに関する豊富な実務経験と専門的知見に基づく発言を行うなど、当社が期待する役割を適切に果たしております。
小 杉 俊 哉 (取 締 役)	2017年6月 から現在まで	当事業年度開催の取締役会13回のうち13回に出席しております。	取締役会において、組織改革や人材の育成・マネジメントに関する豊富な実務経験と専門的知見に基づく発言を行うなど、当社が期待する役割を適切に果たしております。
山 田 英 夫 (監 査 役)	2015年6月 から2020年 6月まで	当事業年度の本移行前に開催の取締役会3回のうち3回に、監査役会3回のうち3回に出席しております。	客観的・中立的な監査を行うとともに、取締役会や監査役会において、企業の経営戦略及び財務・会計についての高度な能力・見識等に基づく意見表明を行うなど、当社が期待する役割を適切に果たしております。
山 田 英 夫 (取締役(監査等委員))	2020年6月 から現在まで	取締役(監査等委員)就任後開催の取締役会10回のうち10回に、監査等委員会9回のうち9回に出席しております。	客観的・中立的な監査を行うとともに、取締役会や監査等委員会において、企業の経営戦略及び財務・会計についての高度な能力・見識等に基づく意見表明を行うなど、当社が期待する役割を適切に果たしております。

氏 名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言 その他の活動状況
石 橋 伸 子 (取締役（監査等委員）)	2020年6月 から現在まで	取締役（監査等委員）就 任後開催の取締役会10回 のうち10回に、監査等委 員会9回のうち9回に出 席しております。	客観的・中立的な監査を行 うとともに、取締役会や監 査等委員会において、弁護 士としての幅広い経験と法 務全般への高度な能力・見 識等に基づく意見表明を行 うなど、当社が期待する役 割を適切に果たしております。

(3) 社外役員に対する報酬等の総額等

(単位：百万円)

支給人数	当社からの報酬等の種類別の額			計	子会社からの報酬等
	基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等		
5名	29	—	—	29	11

注. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4 当社の株式に関する事項

(1) 株式数	発行可能株式総数	360,000千株
	発行済株式の総数	191,138千株
注．株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。		

(2) 当年度末株主数 31,449名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	19,697千株	10.36%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	13,551	7.12
日本生命保険相互会社	4,271	2.24
明治安田生命保険相互会社	4,103	2.15
住友生命保険相互会社	3,790	1.99
第一生命保険株式会社	3,523	1.85
株式会社日本カストディ銀行（信託口9）	3,495	1.83
株式会社日本カストディ銀行（信託口5）	2,729	1.43
株式会社日本カストディ銀行（信託口4）	2,660	1.39
J P モ ル ガ ン 証 券 株 式 会 社	2,579	1.35

注1．持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。

注2．持株比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

注3．持株比率は自己株式（1,041,820株）を控除して計算しております。

(4) 役員保有株式

該当事項はありません。

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏 名 又 は 名 称	当該事業年度に係る報酬等	その他
EY新日本有限責任監査法人	(監査証明業務)	(報酬等について監査等委員会が同意をした理由)
(指定有限責任社員・業務執行社員) 三浦 昇	69	注3
(指定有限責任社員・業務執行社員) 藤井 義博	(非監査業務)	(非監査業務の内容)
(指定有限責任社員・業務執行社員) 永里 剛	6	注4

- 注1. 当社、子会社及び子法人等が支払うべき会計監査人に対する報酬等の合計額は278百万円です。
- 注2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
- 注3. 監査等委員会は、会計監査人及び関係部署等から必要な資料を入手しかつ報告を受けて、会計監査人の監査計画の内容の適切性、監査時間の妥当性を確認するとともに、会計監査の職務遂行状況や監査担当者を評価し、加えて、非監査業務の委託状況及びその報酬の妥当性等を確認したうえで、会計監査に係る報酬見積り算出根拠が適切であると判断し、会計監査人の報酬等について同意いたしております。
- 注4. 非監査業務の内容は、時価の算定に関する会計基準適用のための助言業務であります。
- 注5. 当社は、上記報酬等の額以外に、2020年度中に前事業年度に係る追加報酬として8百万円を支払っております。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 補償契約

該当事項はありません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

(会計監査人の解任又は不再任の決定の方針)

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当し、当社の監査業務に重大な支障を来たことが予想される場合は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任する方針です。

また、当社では、会計監査人の適格性に問題があると判断する場合、その他会計監査人が職務を適正に遂行することが困難と認められる等の場合には、監査等委員会の決定に基づき、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提出する方針です。

6 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、定款第39条に、期末配当を除き、剰余金の配当その他会社法第459条第1項各号に掲げる事項について、取締役会の決議により行うことができる旨を規定しております。

また、当社は、長期安定的な経営基盤確保の観点から内部留保の充実に留意しつつ、株主の皆さまのご期待にお応えするために、業績連動型の配当方式を設定し、安定配当をベースに親会社株主に帰属する当期純利益の水準に応じて配当金をお支払いすることを基本方針としており、配当金目安テーブルを下表のとおりとしております。

期末以外の剰余金の配当等につきましては、上記の配当方針に基づき、取締役会の決議によることといたします。

「配当金目安テーブル」

※事業展開やリスク環境等により変更することがあります。

親会社株主に帰属する当期純利益水準	1株当たり年間配当金の目安
600億円以上～	年間 115円～
550億円以上～600億円未満	年間 105円～
500億円以上～550億円未満	年間 95円～
450億円以上～500億円未満	年間 85円～
400億円以上～450億円未満	年間 75円～
350億円以上～400億円未満	年間 65円～
300億円以上～350億円未満	年間 55円～
250億円以上～300億円未満	年間 50円～
200億円以上～250億円未満	年間 45円～
150億円以上～200億円未満	年間 40円～
～150億円未満	年間 35円～

当事業年度の配当は、期初に公表のとおり、十八銀行との経営統合による一過性の要因があるため、配当金目安テーブルにかかわらず、2020年3月期の配当額と同水準の年間85円を支払う予定としており、期末配当金は1株当たり42円50銭といたしました。

なお、2022年3月期につきましては、配当金目安テーブルに基づき、1株当たり年間95円（中間47円50銭、期末47円50銭）を予定しております。

第14期末 (2021年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	6,086,101	預 金	19,211,354
買 入 金 銭 債 権	40,350	譲 渡 性 預 金	277,130
特 定 取 引 資 産	1,506	コールマネー及び売渡手形	1,698,137
金 銭 の 信 託	19,215	売 現 先 勘 定	1,331,403
有 価 証 券	3,840,858	債券貸借取引受入担保金	1,025,930
貸 出 金	17,145,879	特 定 取 引 負 債	0
外 国 為 替	17,304	借 用 金	2,735,073
リース債権及びリース投資資産	15,785	外 国 為 替	2,177
そ の 他 資 産	232,921	短 期 社 債	41,000
有 形 固 定 資 産	206,521	社 債	10,000
建 物	56,493	そ の 他 負 債	140,820
土 地	132,388	退 職 給 付 に 係 る 負 債	1,142
リ ー ス 資 産	2,797	利 息 返 還 損 失 引 当 金	22
建 設 仮 勘 定	463	睡眠預金払戻損失引当金	7,239
その他の有形固定資産	14,378	その他の偶発損失引当金	0
無 形 固 定 資 産	18,187	特 別 法 上 の 引 当 金	24
ソ フ ト ウ ェ ア	16,345	繰 延 税 金 負 債	800
その他の無形固定資産	1,842	再評価に係る繰延税金負債	22,929
退 職 給 付 に 係 る 資 産	26,178	支 払 承 諾	45,991
繰 延 税 金 資 産	15,884	負 債 の 部 合 計	26,551,179
支 払 承 諾 見 返	45,991	(純 資 産 の 部)	
貸 倒 引 当 金	△202,675	資 本 金	124,799
資 産 の 部 合 計	27,510,013	資 本 剰 余 金	141,387
		利 益 剰 余 金	543,245
		自 己 株 式	△2,453
		株 主 資 本 合 計	806,978
		その他の有価証券評価差額金	112,506
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△16,814
		土 地 再 評 価 差 額 金	51,422
		退職給付に係る調整累計額	4,696
		その他の包括利益累計額合計	151,811
		非 支 配 株 主 持 分	43
		純 資 産 の 部 合 計	958,833
		負債及び純資産の部合計	27,510,013

(2020年4月1日から)
(2021年3月31日まで)

(单位:百万円)

目 科		金	額
経	常 収 益		274,754
資	金 運 用 収 益	187,467	
	貸 出 金 利 息	148,913	
	有 価 証 券 利 息	35,350	
	コーローン利息及び買入手形利息	6	
	買 現 先 利 息	△214	
	預 け 金 利 息	0	
	そ の 他 の 受 入 利 息	3,411	
信	務 託 引 報 収 酬	0	
役	定 取 取 引 等 収 益	56,352	
特	の 他 業 務 常 収 益	758	
そ	の 他 業 務 常 収 益	22,082	
	償 却 債 権 取 立 益	8,092	
	そ の 他 の 費 用 収 益	386	
		7,706	
経	常 調 達 費 用		214,327
資	金 金 預 金 利 息	12,618	
	預 讓 性 預 金 利 息	1,253	
	コーマネー利息及び売渡手形利息	50	
	売 現 先 利 息	△851	
	債 券 貸 借 取 引 支 払 利 息	△297	
	借 用 金 利 息	1,895	
	短 期 社 債 利 息	1,277	
	社 の 他 の 支 払 利 息	10	
	そ の 他 の 支 払 利 息	194	
役	務 取 引 等 費 用	9,086	
そ	の 他 業 務 常 費 用	24,528	
営	の 他 業 務 常 費 用	12,281	
所	の 倒 引 当 金 繰 入 額	150,284	
	貸 倒 の 他 の 繰 入 費	14,615	
	そ の 他 の 繰 入 費	1,550	
		13,064	
経	常 別 利 益		60,427
特	固 定 別 資 産 処 分 益	264	
	固 定 別 資 産 損 失		264
	減 資 産 損 失	679	
	金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金 繰 入 額	678	
	税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	1	
法	人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	14,884	59,330
法	人 税 等 調 整 額	△141	
法	人 税 等 合 計		14,743
当	期 純 利 益		44,586
非	支 配 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 損 失		60
親	会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益		44,647

第14期末 (2021年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	23,581	流 動 負 債	169,923
現 金 及 び 預 金	7,975	短 期 借 入 金	123,300
前 払 費 用	75	短 期 社 債	41,000
仮 払 金	29	未 払 金	4,684
未 収 入 金	13,263	未 払 費 用	7
未 収 還 付 法 人 税 等	2,236	未 払 法 人 税 等	872
		そ の 他	59
固 定 資 産	731,352	負 債 の 部 合 計	169,923
有 形 固 定 資 産	28	(純 資 産 の 部)	
その他の有形固定資産	28	株 主 資 本	585,010
無 形 固 定 資 産	260	資 本 金	124,799
ソ フ ト ウ エ ア	260	資 本 剰 余 金	373,441
投 資 そ の 他 の 資 産	731,063	資 本 準 備 金	101,786
関 係 会 社 株 式	729,349	そ の 他 資 本 剰 余 金	271,654
繰 延 税 金 資 産	1,714	利 益 剰 余 金	87,750
		そ の 他 利 益 剰 余 金	87,750
資 産 の 部 合 計	754,933	繰 越 利 益 剰 余 金	87,750
		自 己 株 式	△980
		純 資 産 の 部 合 計	585,010
		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	754,933

第14期 (2020年4月1日から2021年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
営 業 収 益	41,185
関 係 会 社 受 取 配 当 金	41,185
営 業 費 用	15,328
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	15,328
営 業 利 益	25,857
営 業 外 収 益	45
未 払 配 当 金 除 斥 益	8
雑 収 入	36
営 業 外 費 用	909
支 払 利 息	429
短 期 社 債 利 息	10
雑 損 失	469
経 常 利 益	24,993
特 別 利 益	194
固 定 資 産 売 却 益	194
特 別 損 失	2
固 定 資 産 除 却 損	2
税 引 前 当 期 純 利 益	25,186
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	269
法 人 税 等 調 整 額	△1,660
法 人 税 等 合 計	△1,390
当 期 純 利 益	26,576

招 集 ご 通 知

株 主 総 会 参 考 書 類

事 業 報 告

連 結 計 算 書 類

個 別 計 算 書 類

監 査 報 告 書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月13日

株式会社ふくおかフィナンシャルグループ

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 三 浦 昇 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 藤 井 義 博 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 永 里 剛 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ふくおかフィナンシャルグループの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ふくおかフィナンシャルグループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月13日

株式会社ふくおかフィナンシャルグループ

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 三 浦 昇 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 藤 井 義 博 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 永 里 剛 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ふくおかフィナンシャルグループの2020年4月1日から2021年3月31日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第14期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、監査計画等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月13日

株式会社ふくおかフィナンシャルグループ 監査等委員会

常勤監査等委員 田 中 和 教 ㊞

監 査 等 委 員 山 田 英 夫 ㊞

監 査 等 委 員 石 橋 伸 子 ㊞

(注) 監査等委員山田英夫及び石橋伸子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

〈メ モ 欄〉

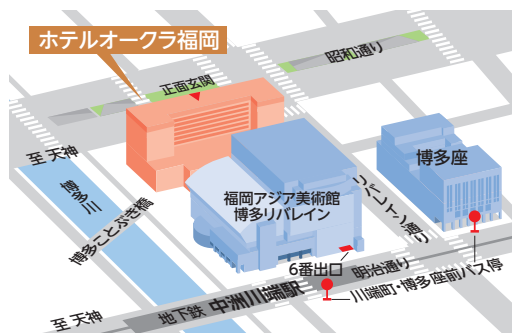
〈メ モ 欄〉

株主総会会場ご案内図

- 会場 ホテルオークラ福岡 4階平安の間
福岡市博多区下川端町3番2号
電話 (092) 262-1111



会場周辺図



交通のご案内

地下鉄「中洲川端駅」

川端口改札より6番出口

バス「川端町・博多座前」バス停で下車

- 博多バスターミナル2番のりばより約15分
- 西鉄天神バスセンターより約10分